

# 株式会社 ソディック 次世代育成支援対策推進法

## 行動計画

従業員の働き方を見直し、仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるように、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2023年4月1日～2027年12月31日

2. 目標

1) 計画期間内に、育児休業取得率を次の水準以上にする。

男性…100%の取得

女性…100%の維持

(参考：令和5年度 従業員1,000人超企業の男性育休取得率46.2% ※厚生労働省「令和5年度男性の育児休業等取得率の公表状況調査」)

<対策>

- ・両立支援制度について社内イントラ等による周知、啓発
- ・男性が育休取得しやすい職場環境の醸成
- ・社内実績の社内公表による啓発
- ・育児休業前及び復職時にフォローを面談にて実施
- ・時差出勤の実施
- ・在宅勤務、テレワーク制度の実施

2) 有給休暇取得率80%以上の取得促進を図る。

(参考：令和4年の全国平均年休取得率62.1% ※厚生労働省「就労条件総合調査」、政府目標として令和7年までに年休取得率70%超 ※閣議決定「過労死等の防止のための対策に関する大綱」)

<対策>

- ・有給休暇を取得しやすい職場環境作りを実施する。
- ・有給休暇率を計測し、取得が少ない管理職に取得を促す
- ・9月末、12月末の有給休暇の取得状況をチェックし、取得率が低い部署には当該情報を共有し取得を促す。
- ・有給休暇促進日の提示及び、メールで案内をする。
- ・誕生日（本人・家族）等の記念日に有休の取得を推奨する
- ・有休の連続取得を推奨する